

## 消費税率改定（8%⇒10%）に伴う経過措置について

消費税率が8%から10%に引き上げされるに伴い、令和元年10月1日に、下水道使用料に適用される消費税率を改定させていただきます。

ただし、下記の対象となるお客様については、経過措置の適用があります。

対象 消費税率改定前から引き続き使用されているお客様の10月または11月検針分の下水道使用料

- 9月29日以前から引き続き使用されている場合、10月または11月検針分の下水道使用料は8%の消費税率が適用になります。
- 12月または1月検針分から10%の消費税率が適用になります。  
9月30日以後に使用開始された場合や、使用期間が10月以降のみの場合の下水道使用料は10%の消費税率が適用になります。

### 《 使用期間による適用消費税率の例 》

8月	9月	10月	11月	12月	1月
		消費税率8%		消費税率10%	
●	●	●	●	●	●
		消費税率8%	消費税率8%		消費税率10%
	●	●	●	●	●
		使用開始	消費税率10%		
		●	●		
		消費税率8%	消費税率10%		
●	●	●	●		
			●		
			転居など		